

地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）

〔 平成29年4月1日総税市第26号 〕

第2章 市町村民税

第2節 課税標準及び税率

第3 課税標準

16の3 法第313条第13項又は第15項の規定の適用に当たっては、法第317条の2第1項の規定による申告書及び法第317条の3第1項に規定する確定申告書（その提出が法第317条の2第1項の規定による申告書の提出とみなされるものに限る。）がいずれも提出された場合には、必ずしも当該確定申告書を優先して課税方式を決定するのではなく、これらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して決定するものであること。